



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 3月24日金曜日 第1745号

◇ 目 次 ◇ 規 則

保育士試験規則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... 215

愛媛県立都市公園条例施行規則等の一部を改正する等の規則... 216

告 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更..... 219

落札者等の告示..... 219

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 220

医療機関の指定..... 221

指定医療機関（指定訪問看護事象者等）の変更..... 222

指定医療機関の廃止の届出..... 222

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... 222

介護機関（居宅介護支援事業者）の指定..... 223

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（3件）..... 223

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... 224

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更..... 224

愛媛県母子福祉センター運営規程の廃止..... 225

指定居宅支援事業者の指定（2件）..... 225

知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務の一部改正..... 225

県営土地改良事業の換地処分..... 225

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... 225

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）..... 226

飼料の試験結果の概要..... 226

建設業者の許可の取消し..... 228

公有水面埋立免許..... 229

公有水面埋立工事のしゅん功認可（3件）..... 230

道路の区域変更（県道和気衣山線）..... 238

道路の供用開始（ " ）..... 238

道路の区域変更（県道中島環状線）..... 239

道路の供用開始（ " ）..... 239

道路の供用開始（一般国道378号）..... 239

道路の供用開始（県道砥部伊予松山線）..... 239

土地区画整理組合の解散の認可..... 240

開発行為に関する工事の完了..... 240

都市計画事業の認可..... 240

道路の位置の指定..... 240

愛媛県収入証紙をもって納付すべき使用料及び手数料の範囲の一部改正..... 240

公 告

電子計算機の借入れ..... 241

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 242

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定..... 242

県 議 会 告 示

議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程..... 242

公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程..... 242

雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示（5件）..... 243

愛媛県報の購読申込み受付について..... 244

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第7号

保育士試験規則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

保育士試験規則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

（保育士試験規則の一部改正）

第1条 保育士試験規則（昭和24年愛媛県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 試験に合格した者には保育士試験合格通知書を、試験科目の一部に合格した者には保育士試験一部科目合格通知書を交付する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

第7条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により、試験の実施に関する事務の全部又は一部を知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に行わせることとしたときは、当該行わせることとした試験事務の実施については、第1条から前条までの規定にかかわらず、当該指定試験機関の定めるところによる。

様式第1号中「証明書交付年月日」を「通知書交付年月日」に、「都道府県名又は学校等名」を「都道府県名」に、「証明書番号」を「通知書番号」に、「一部科目合格済」を「受験希望」に、「保育実習」を「保育実習理論」に、

幼稚園教諭免許所有者記入欄（当欄該当：有・無）			
①免許状種類	②免許交付都道府県名	③免許状番号	④免許交付年月日

を

科目免除指定校卒業生記入欄（当欄該当：有・無）			
①学校等所在地	②学校等名 学部・学科	③証明書番号	④証明書交付年月日

都 道
府 県

年 月 日

に

幼稚園教諭免許所有者記入欄（当欄該当：有・無）			
⑤免許状種類	⑥免許交付都道府県名	⑦免許状番号	⑧免許交付年月日

改める。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)
の一部を次のように改正する。

第41条中「行い、合格者の受験番号を告示する」を「行
う」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第8号

愛媛県立都市公園条例施行規則等の一部を改正する等の規
則を次のように定める。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県立都市公園条例施行規則等の一部を改正する等
の規則**

(愛媛県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県立都市公園条例施行規則(昭和34年愛媛県規
則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条の2から第3条の4までを削る。

第13条第1項中「別表第2」を「別表」に改め、同条第
2項から第4項までを削る。

別表第1を削る。

別表第2 総合運動公園の部中

「

駐車場	1年につき	21,982,929円
-----	-------	-------------

」を削り

、同表第1号南予レクリエーション都市公園の部中

「

南楽園ポート	1年につき	21,050円
--------	-------	---------

」を削り

、同表第3号南予レクリエーション都市公園の部中

「

宇和海展望タワー	1年につき	6,192,960円
----------	-------	------------

」を削り

、同表第5号南予レクリエーション都市公園の部中

「

御荘プール	1年につき	5,796,400円
-------	-------	------------

」を削り

、同表を別表とする。

別表第3から別表第5までを削る。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式 削除

(えひめ森林公園使用規則の一部改正)

第2条 えひめ森林公園使用規則(昭和59年愛媛県規則第35
号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

えひめ森林公園利用規則

第1条中「使用」を「利用」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

(森林体験活動)

第2条 えひめ森林公園管理条例(平成17年愛媛県条例第
65号。以下「条例」という。)第6条の知事が定める活
動は、次に掲げるものとする。

(1) 立木竹の伐採、下刈り、つる切り、枝打ち及び巻枯

らし並びに伐採木の玉切り、集積、集材及び搬出

(2) 森林の造成を目的として行う地ごしらえ、植栽、播
種、施肥及び雑草木の除去

(3) 植物の採取

(4) 森林、林業及び緑化に関する試験研究及び調査測量

(5) 森林、林業及び緑化に関する講習会及び学習会の開
催

(6) 林道、作業路その他の道路の清掃及び修繕

(7) 特用林産物の育種、育成及び生産

(8) 炭窯の設置

(県民参加の森の利用の許可)

第3条 条例第9条第2項の許可の申請は、その利用の日
の6月前から7日前までに、県民参加の森利用許可申請
書(様式第1号。以下「利用許可申請書」という。)を
知事に提出して行わなければならない。

2 条例第9条第2項の許可は、当該申請をした者に県民
参加の森利用許可書(様式第2号。以下「許可書」とい
う。)を交付して行うものとする。

3 知事は、第1項に定める期間外に利用許可申請書の提
出があつた場合であつても、特に理由があると認めると
きは、条例第9条第2項の許可をすることがある。

(県民参加の森の利用の許可の変更)

第4条 条例第9条第2項の変更の許可の申請は、同項の
許可を受けた者が利用期間、利用目的その他知事が定め
る事項を変更しようとするときに、あらかじめ県民参加
の森利用変更許可申請書(様式第3号)に許可書を添え
て知事に提出して行わなければならない。

2 条例第9条第2項の変更の許可は、当該申請をした者
に許可書を交付して行うものとする。

第5条から第8条までを削る。

第9条中「使用」を「利用」に、「別に」を「知事が」
に改め、同条を第5条とする。

様式第1号中「第5条」を「第3条」に、「えひめ森林
公園使用許可申請書」を「県民参加の森利用許可申請書」
に、

「

使用する施設(該当する ものを で囲むこと。)	研修室 ・ キャンプ場 ・ 実習用苗畑
------------------------------	---------------------

」を

「

利 用 区 域	
---------	--

」に

、「使用期間」を「利用期間」に、「使用者数」を「利用
者数」に、

「

研修室及び実習用苗畑 を使用する場合にあつ ては、学習の内容	
--------------------------------------	--

」を

「

利 用 目 的	
---------	--

」に

「

実 施 内 容	
---------	--

」に

改める。

様式第2号中「第5条」を「第3条、第4条、様式第3
号」に、「えひめ森林公園使用許可書」を「県民参加の森
利用許可書」に、

「

許 可 施 設	研修室 ・ キャンプ場 ・ 実習用苗畑
---------	---------------------

」を

「

利 用 区 域	
---------	--

」に

、「使用許可期間」を「利用許可期間」に、「使用者数」を「利用者数」に改める。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第4条関係） 県民参加の森利用変更許可申請書

県民参加の森利用変更許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所（団体にあつては、所在地）

申請者 氏名（団体にあつては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

変更事項	変更前	変更後	変更理由

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 県民参加の森利用許可書（様式第2号）を添付すること。

(愛媛県植物くん蒸所使用規則の一部改正)

第3条 愛媛県植物くん蒸所使用規則(平成10年愛媛県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条から第7条までを削る。

第8条中「愛媛県植物くん蒸所使用料条例(平成10年愛媛県条例第9号)」を「愛媛県植物くん蒸所管理条例(平成17年愛媛県条例第60号)」に、「第2条」を「第10条」に改め、同条を第2条とする。

第9条の前の見出し及び同条を削る。

第10条第1項中「第5条ただし書」を「第12条ただし書」に改め、同項第1号中「第5条第1号」を「第12条第1号」に改め、同項第2号中「第5条第2号」を「第12条第2号」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「別記様式」に改め、同条を第3条とし、同条に見出しとして「(使用料の還付)」を付する。

第11条を削り、第12条を第4条とする。

別表中「第8条」を「第2条」に改める。

様式第1号から様式第3号までを削る。

様式第4号中「第10条」を「第3条」に改め、同様式を別記様式とする。

(ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料減免規則の一部改正)

第4条 ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料減免規則(平成15年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料等減免規則

第1条中「使用料」の下に「及び利用料金」を加える。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(利用料金の減免)

第4条 県が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)を管理する指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、いーよポイントとの引換えにより、その管理する当該公の施設の利用料金を減免するよう努めなければならない。

別表中1の項及び2の項を削り、3の項を1の項とし、4の項を削り、5の項を2の項とし、6の項から8の項までを削り、9の項を3の項とし、10の項を4の項とし、11の項から15の項までを削る。

(愛媛県立松前清流園運営規則等の廃止)

第5条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 愛媛県立松前清流園運営規則(昭和47年愛媛県規則第50号)
- (2) 愛媛県生活文化センター使用規則(昭和51年愛媛県規則第3号)
- (3) 愛媛県立重信清愛園運営規則(昭和56年愛媛県規則第14号)
- (4) 愛媛県身体障害者福祉センター運営規則(昭和57年愛

媛県規則第44号)

- (5) 愛媛県身体障害者更生指導所運営規則(昭和58年愛媛県規則第44号)
- (6) 愛媛県障害者更生センター使用規則(昭和58年愛媛県規則第45号)
- (7) 愛媛県老人児童福祉センター運営規則(昭和59年愛媛県規則第51号)
- (8) 愛媛県知的障害者更生訓練校運営規則(昭和60年愛媛県規則第11号)
- (9) 愛媛県知的障害者通勤寮運営規則(昭和60年愛媛県規則第12号)
- (10) 愛媛県県民文化会館使用規則(昭和60年愛媛県規則第56号)
- (11) 愛媛県身体障害者授産所運営規則(昭和62年愛媛県規則第19号)
- (12) 愛媛県女性総合センター運営規則(昭和62年愛媛県規則第44号)
- (13) テクノプラザ愛媛使用規則(平成2年愛媛県規則第51号)
- (14) 愛媛県総合社会福祉会館運営規則(平成6年愛媛県規則第66号)
- (15) 愛媛県視聴覚福祉センター運営規則(平成7年愛媛県規則第58号)
- (16) 愛媛国際貿易センター使用規則(平成8年愛媛県規則第6号)
- (17) 愛媛県物産観光センター運営規則(平成8年愛媛県規則第7号)
- (18) 愛媛県産業情報センター運営規則(平成9年愛媛県規則第10号)
- (19) 愛媛県立愛媛母子生活支援センター運営規則(平成10年愛媛県規則第17号)
- (20) えひめこどもの城運営規則(平成10年愛媛県規則第52号)
- (21) ファミリーハウスあい運営規則(平成15年愛媛県規則第16号)
- (22) 愛媛県体験型環境学習センター運営規則(平成15年愛媛県規則第23号)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第415号

全国自治宝くじ事務協議会に堺市を加え、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更した。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

第3条第2号中「静岡市」の次に「、堺市」を加える。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県告示第416号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
庁内LANサーバシステム用機器の借入れ 一式	愛媛県企画情報部管理 局情報政策課 愛媛県松山市一番町 四丁目4番地2	平成18年2月27日	西日本電信電話株式会社 四国支店 愛媛県松山市一番町四 丁目3番	9,912,189円 (月額)	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第417号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 福島 孝一

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号

3 特定施設に関する事項

(1) フィルタープレス(No.9、No.10)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第27号 イろ過施設(2基)	
特定施設の能力	1基当たりろ過面積23.3平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1
	浮遊物質質量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 3

りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位:立方メートル)	1基当たり 通常 7 最大 9

(2) 除害塔(No.1、No.2)

特定施設の種類	政令別表第1第27号 又廃ガス洗浄施設(2基)	
特定施設の能力	1基1分間あたり150ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1
	浮遊物質質量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 10
	窒素含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1
	汚水等の1日当たりの量(単位:立方メートル)	1基当たり 通常 3 最大 4

(3) 除害塔(No.3、No.4)

特定施設の種類	政令別表第1第27号 又廃ガス洗浄施設(2基)	
特定施設の能力	1基1分間あたり20ノルマル立方メートル処理	

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	1基当たり 通常 0.3 最大 0.5	

4 汚水等の処理施設に関する事項

No.1 汚水処理施設

設置年月日	平成13年5月15日		
処理施設の種別	化学処理及び物理処理		
処理施設の型式	中和凝集沈澱		
処理施設の構造	ポリエチレン製及びステンレス製他		
処理施設の主要寸法	縦 9メートル 横 33メートル 高さ 5メートル 他		
処理施設の能力	1日当たり2,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和及び凝集沈澱		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~11 最大 1~11	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.2 最大 7.7	通常 7.2 最大 7.7
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20.5 最大 25.6	通常 20.5 最大 25.6
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1	通常 0.1 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,655 最大 1,991	通常 1,655 最大 1,991	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 7.1
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14.2 最大 18.3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3,059 最大 3,646	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第418号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指 定 年 月 日
横内外科医院	遠藤昌夫	四国中央市中曾根町16-1	平成17年1月22日
ワタキュー薬局ミルクの里店	株式会社フロンティア	西予市野村町野村9号2-2	平成18年2月13日
藤原歯科医院	藤原昭彦	今治市風早町二丁目1-20	平成18年1月16日
村上歯科医院	村上修一	今治市大西町脇甲829-1	平成18年3月1日

○愛媛県告示第 419 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
愛媛医療生活協同組合	松山市中村三丁目1番1号	訪問看護ステーションごしき	(変更後) 伊予市米湊736-3	平成18年2月1日
			(変更前) 伊予市米湊815-6	

○愛媛県告示第 420 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃止年月日
上野診療所	森岡雄	四国中央市土居町上野甲1196の1	平成16年9月11日

横内外科医院	横内由雄	四国中央市中曾根町1672-1	平成17年1月22日
伊藤外科医院	伊藤直樹	四国中央市川之江町山下1951	平成17年5月1日
藤原歯科医院	藤原美彦	今治市風早二丁目1-20	平成18年1月16日

○愛媛県告示第 421 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人おち内科循環器科	伊予郡松前町大字大溝508番地12	おち内科循環器科	伊予郡松前町大字大溝508番地12	平成18年1月1日
特定非営利活動法人花園	宇和島市津島町岩松830番地	指定通所介護事業所花園	宇和島市津島町上畑地甲678番地	平成18年2月1日
NPO法人ケア・サポート	今治市吉海町臥間46番地2	シーサイド	今治市吉海町臥間46番地2	平成18年2月23日
有限会社タカハシ	八幡浜市1510-53	有限会社タカハシ指定訪問看護ステーションももたろう	八幡浜市1510-53	平成18年2月14日
株式会社悠遊社	松山市余戸南2-24-38	デイサービスセンターゆうゆう大洲	大洲市菅田町菅田字山城戸甲934	平成18年2月23日
株式会社アイ・ティー・フードサービス	広島県広島市中区中町7番16号	訪問看護ステーション花みかん	伊予郡松前町昌農内613-4	平成18年3月8日
医療法人かとう内科	今治市立花町一丁目10番5号	都市型グループホームゆう	今治市立花町二丁目9番35号	平成18年3月1日
株式会社井手リース	新居浜市松の木町1-14	デイサービス竹トンボ	新居浜市落神町乙173-59	平成18年3月10日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	グループホームあおぞら	新居浜市南小松原町8-68	平成18年3月10日

○愛媛県告示第 422 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（指定介護支援事業者）を次のように指定した。

平成18年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
NPO法人ケア・サポート	今治市吉海町臥間46番地 2	シーサイド	今治市吉海町臥間46番地 2	平成18年 2月23日
有限会社タカハシ	八幡浜市1510 - 53	有限会社タカハシ指定居宅介護支援事業所ももたろう	八幡浜市1510 - 53	平成18年 2月14日
株式会社井手リース	新居浜市松の木町 1 - 14	居宅介護支援事業所竹トンボ	新居浜市落神町乙173 - 59	平成18年 3月10日

○愛媛県告示第 423 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成18年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町 1 番地	（変更後） デイサービス施設勝山荘	北宇和郡鬼北町上大野322	平成17年10月 1日
		（変更前） 宇和島地区広域事務組合 デイサービス施設勝山荘		
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町 1 番地	（変更後） 老人短期入所施設勝山荘	北宇和郡鬼北町上大野322	平成17年10月 1日
		（変更前） 宇和島地区広域事務組合 短期保護施設勝山荘		
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町 1 番地	（変更後） 老人短期入所施設光来園	宇和島市保田806	平成17年10月 1日
		（変更前） 宇和島地区広域事務組合 短期保護施設光来園		
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町 1 番地	（変更後） デイサービス施設光来園	宇和島市保田806	平成17年10月 1日
		（変更前） 宇和島地区広域事務組合 デイサービス施設光来園		

○愛媛県告示第 424 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成18年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社さわか	今治市天保山町五丁目 1 番 29号	さわか	（変更後） 今治市天保山町五丁目 1 番 29号	平成17年10月18日
			（変更前） 今治市恵美須町二丁目 2 番 地の 1	

社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地 1	大洲市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所長浜	(変更後) 大洲市柴甲1402番地 3	平成17年4月1日
			(変更前) 大洲市長浜甲480番地の 3	
社会福祉法人三善会	大洲市春賀甲1688番地	訪問ケアステーション春賀	(変更後) 大洲市春賀甲1689 - 4	平成17年10月1日
			(変更前) 大洲市春賀甲1665	
有限会社さくら	東温市北方3051番地 2	ヘルパーステーションさくら	(変更後) 東温市北方3051番地 2	平成18年1月17日
			(変更前) 東温市北方3205番地 1 コスマ川内101号	
株式会社サン	新居浜市久保田町 1 - 8 - 12	株式会社サン訪問介護サービス	(変更後) 新居浜市久保田町 3 - 3 - 28	平成17年12月2日
			(変更前) 新居浜市中須賀町 1 - 4 - 24	

○愛媛県告示第 425 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人弘仁会	西条市三津屋南 9 - 10	(変更後) 訪問看護ステーションたちね	(変更後) 西条市三津屋南10番10越智ビル 2 F	平成18年1月1日
		(変更前) 訪問看護ステーションあすか	(変更前) 西条市丹原町古田167 - 1	
医療法人弘仁会	西条市三津屋南 9 - 10	(変更後) ヘルパーステーションたちね	(変更後) 西条市三津屋南10番10越智ビル 2 F	平成18年1月1日
		(変更前) ヘルパーステーションまほるば	(変更前) 西条市三津屋南 9 番10	

○愛媛県告示第 426 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地 2	久万高原町社会福祉協議会指定訪問介護事業所柳谷	上浮穴郡久万高原町柳井川846番地	平成17年12月31日
越智隆明	伊予郡松前町大字大溝508番地12	おち内科循環器科	伊予郡松前町大字大溝508番地12	平成17年12月31日

○愛媛県告示第 427 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人三善会	大洲市春賀甲1688番地	在宅介護支援センター春賀	(変更後) 大洲市春賀甲1689 - 4	平成17年10月1日
			(変更前) 大洲市春賀甲1665	
株式会社サン	新居浜市久保田町1 - 8 - 12	株式会社サン居宅介護支援事業所	(変更後) 新居浜市久保田町3 - 3 - 28	平成17年12月2日
			(変更前) 新居浜市久保田町1 - 8 - 12	

○愛媛県告示第 428 号

愛媛県母子福祉センター運営規程（昭和39年3月愛媛県告示第 282 号）は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 429 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成18年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100216114	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	寺 田 明 彦	身体障害者居宅介護	アイリスケアセンターうわじま	宇和島市川内甲978 - 1	平成18年3月16日

○愛媛県告示第 430 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成18年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100217112	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	寺 田 明 彦	身体障害者居宅介護	アイリスケアセンターあけぼの	宇和島市寿町一丁目5 - 8	平成18年3月16日

○愛媛県告示第 431 号

知事が手数料を徴収することを不相当と認める事務（昭和31年4月愛媛県告示第 238 号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第5号中「県立身体障害者更生指導所」、「在所する者又は」及び「在所している者又は」を削る。

○愛媛県告示第 432 号

平成18年3月17日県営中山間地域総合整備事業南宇和地区（中川工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 433 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第1項の規定により、西条市上市地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・上市古池地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成18年3月27日から4月21日まで
- 縦覧場所
西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第 434 号

東温市から協議のあった市営土地改良事業（ほ場整備事業・井内上地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（ほ場整備事業・井内上地区）計画書の写し
- (2) 東温市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧場所

平成18年3月27日から4月21日まで

3 縦覧場所

東温市役所川内支所

施設整備事業・井内上地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・井内上地区）計画書の写し
- (2) 東温市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧場所

平成18年3月27日から4月21日まで

3 縦覧場所

東温市役所川内支所

○愛媛県告示第 435 号

東温市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水

○愛媛県告示第 436 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第56条第 2 項の規定により平成17年12月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試 験 結 果 の 概 要												備考	
				粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	りん	粗繊維	粗灰分	揮発性塩基窒素	水溶性窒素	ペブシン消化率	可消化粗たん白質	可消化養分総量	代謝エネルギー		その他の検査
日清丸紅飼料株式会社鹿島工場茨城県神栖市東深芝2番5	北辰商事株式会社愛媛県四国中央市川之江町546-1	日清丸紅印子豚用人工乳カスターガード	17・11	19.3	4.8	0.72	0.61	1.0	4.9	-	-	-	-	-	-	-	-
日清丸紅飼料株式会社鹿島工場鹿児島県鹿児島市南栄四丁目22番地	北辰商事株式会社愛媛県四国中央市川之江町546-1	日清丸紅印子豚用人工乳育て上手ほのほの前期G	17・11	23.1	6.3	0.88	0.80	0.5	5.7	-	-	-	-	-	-	-	-
豊橋飼料株式会社豊橋工場愛知県豊橋市明海町5-9	北辰商事株式会社愛媛県四国中央市川之江町546-1	マルチほ乳期子豚用人工乳パールミルク2	17・11	23.0	8.3	1.25	0.85	0.6	6.2	-	-	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社坂出工場香川県坂出市築港町二丁目8番1号	周桑農業協同組合資材物流課愛媛県西条市丹原町願連寺527番地1	くみあい配合飼料ピグザウルスAヤングEX	17・11	18.8	5.4	0.81	0.67	1.2	5.0	-	-	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社坂出工場香川県坂出市築港町二丁目8番1号	越智今治農業協同組合乃万町生活センター愛媛県今治市阿方甲246番地第1	くみあい配合飼料伊予和牛前期	17・12	14.3	3.1	0.30	0.59	3.5	3.6	-	-	-	-	-	-	-	-

西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地3	有限会社くるしま運送 愛媛県今治市東鳥生町五丁目16	えひめクイーン	17 ・ 11	17.5	2.7	1.12	0.59	3.5	5.7	-	-	-	-	-	-	-
西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地3	有限会社くるしま運送 愛媛県今治市東鳥生町五丁目16	ドライアシスト	17 ・ 11	22.1	3.2	0.15	0.45	2.4	3.7	-	-	-	-	-	-	-
西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地3	有限会社くるしま運送 愛媛県今治市東鳥生町五丁目16	ミルクバランサー30SP	17 ・ 11	30.9	5.8	0.99	0.61	3.5	6.4	-	-	-	-	-	-	-
日本農産工業株式会社水島工場 岡山県倉敷市児島塩生2767-32	有限会社愛媛相互運輸 愛媛県東温市南方559番地3	ノーサン印若令牛育成用配合飼料ニューグローアーパルキー	17 ・ 12	15.9	3.5	0.96	0.74	3.7	6.3	-	-	-	-	-	-	-
日本農産工業株式会社水島工場 岡山県倉敷市児島塩生2767-32	有限会社愛媛相互運輸 愛媛県東温市南方559番地3	ノーサン印ブロイラー肥育後期用配合飼料ピュアB	17 ・ 12	19.8	8.4	1.05	0.77	1.6	5.3	-	-	-	-	-	-	-
日本農産工業株式会社水島工場 岡山県倉敷市児島塩生2767-32	有限会社愛媛相互運輸 愛媛県東温市南方559番地3	ノーサン印ブロイラー肥育後期用配合飼料フィニー	17 ・ 11	20.0	7.7	1.02	0.68	2.0	5.5	-	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂下津字向山381番地	同左	くみあい配合飼料ビッグバリュースCM	17 ・ 12	16.3	3.4	0.65	0.49	2.0	4.0	-	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂下津字向山381番地	同左	くみあい配合飼料ビッグバリュースBM	17 ・ 12	17.2	4.4	0.87	0.50	2.2	4.1	-	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂下津字向山381番地	同左	くみあい配合飼料マトニティ72Mプラス	17 ・ 12	15.5	3.3	1.24	0.78	2.9	6.2	-	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂下津字向山381番地	同左	くみあい配合飼料四国トラスト18	17 ・ 12	18.6	4.6	4.60	0.57	1.8	12.6	-	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂下津字向山381番地	同左	くみあい配合飼料Eブロー前期マッシュ愛媛	17 ・ 12	23.2	6.7	1.30	0.75	1.8	5.7	-	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂下津字向山381番地	えひめ南農業協同組合鬼北中央支所 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市1番地	くみあい配合飼料成鶏用スターレイヤー17	17 ・ 12	18.0	4.2	4.51	0.57	1.9	12.6	-	-	-	-	-	-	-

中部飼料株式会社岡山工場岡山県倉敷市玉島乙島49番地の11	えひめ南農業協同組合鬼北中央支所愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市1番地	マル中印養牛用混合飼料-7	17 ・ 10	10.8	3.2	0.40	0.40	2.3	2.9	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社坂出工場香川県坂出市築港町二丁目8番1号	愛媛たいき農業協同組合愛媛県大洲市19番地	くみあい配合飼料伊予和牛後期	17 ・ 11	12.4	3.4	0.29	0.59	2.9	3.1	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社坂出工場香川県坂出市築港町二丁目8番1号	愛媛たいき農業協同組合愛媛県大洲市19番地	くみあい配合飼料和牛育成用はじめマッシュ	17 ・ 11	17.7	3.2	0.62	0.50	6.9	5.7	-	-	-	-	-	-
株式会社オールインワン本社工場香川県東かがわ市三本松2123番地	東宇和農業協同組合野村物流センター愛媛県西予市野村町阿下6号142-1	オールインワン前期	17 ・ 11	16.3	2.7	1.14	0.43	4.1	6.3	-	-	-	-	-	-
明治飼糧株式会社加古川工場兵庫県加古川市平岡町土山192の2	東宇和農業協同組合野村物流センター愛媛県西予市野村町阿下6号142-1	明治配合飼料ハイグレード75	17 ・ 11	20.0	5.5	0.75	0.62	6.7	5.9	-	-	-	-	-	-
日和産業株式会社坂出工場香川県坂出市昭和町二丁目1番22号	松山市農業協同組合川上支所東温市北方2883番地1	ニチワ印成鶏飼育用配合飼料ニュースター	17 ・ 11	17.4	5.3	4.83	0.53	1.8	13.2	-	-	-	-	-	-

注 1 飼料の名称の欄中「規」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。
 3 違反の内容の欄は、表示成分量に対して過不足があった場合の当該過不足の量等を示す。

○愛媛県告示第437号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
 平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-14)第2441号	平成14年12月20日	(株)大和設備	村上 敏雄	松山市居相1-3-3	平成18年2月1日	消防施設工事業	建設業の廃止(一部廃業)
(般-16)第9712号	平成17年1月18日	大潮建設(株)	藤田 福雄	松山市南高井町1551-3	平成18年2月3日	建築工事業	建設業の廃止
(般-13)第13666号	平成14年3月3日	(有)山辺産業	山邊 明弘	伊予市森860-2	平成18年2月3日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-14)第13719号	平成14年5月30日	(株)マドンナ	越智 和利	松山市樽味1-4-15	平成18年2月7日	土木工事業	建設業の廃止(一部廃業)
(般-17)第5276号	平成17年6月14日	江口建設	江口 春雄	四国中央市土居町野田丙202	平成18年2月9日	土木工事業 建築工事業 大土工事業 とび・土工工事業 管工事業 板金工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-12)第5953号	平成13年2月15日	西興建設(有)	櫻田千代子	大洲市白滝甲204-1	平成18年2月10日	土木工事業	建設業の廃止
(般-12)第5970号	平成13年3月2日	岡山産業	岡山 吉丸	大洲市中村190-1	平成18年2月10日	土木工事業	建設業の廃止

(般 - 14 第2467号)	平成14年 12月24日	向井工業	向井 和典	松山市富久町369	平成18年 2月13日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般・特 - 17) 第8373号	平成17年 6月24日	(株)久保組	久保 芳文	伊予市中山町佐礼谷丙 1226 - 6	平成18年 2月14日	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(般 - 16 第15594号)	平成16年 7月23日	愛媛総合建設業同	別宮 獻	今治市菊間町浜210 - 2	平成18年 2月21日	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(般 - 14 第12977号)	平成15年 2月10日	(株)バックアップ	友清 重孝	松山市内宮町513	平成18年 2月21日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第7660号)	平成13年 6月3日	大正建設(有)	大橋 正	八幡浜市保内町喜木津 1番耕地447 - 1	平成18年 2月28日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 438 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

越智郡上島町弓削下弓削 210 番

上島町

代表者 上島町長 上村俊之

越智郡上島町弓削下弓削 185 番 5

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 埋立区域

ア 位置

越智郡上島町岩城6017番から同5866番までの地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から 15 点までを順次直線で結んだ線並びに 15 点と 1 点を結ぶ平成16年の秋分の満潮位（D・L・+3.46メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町字暮坂乙1592の 2 番内の国土地理院「暮坂」四等三角点）は、北緯34度15分 47.2645 秒、東経 133 度 9 分 39.0750 秒の地点

1 点は、基点から真北46度49分22秒243.26メートルの地点

2 点は、1 点から真北 135 度13分03秒 30.92 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 225 度13分03秒0.67メートルの地点

4 点は、3 点から真北 135 度13分03秒 49.80 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 225 度13分03秒0.02メートルの地点

6 点は、5 点から真北 135 度13分03秒 26.40 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 225 度13分03秒0.01メートルの地点

8 点は、7 点から真北 135 度13分03秒8.80メートルの地点

9 点は、8 点から真北 225 度13分03秒9.30メートルの地点

10 点は、9 点から真北 135 度13分03秒0.03メートルの地点

11 点は、10 点から真北 225 度13分03秒 18.47 メートルの地点

12 点は、11 点から真北 225 度13分03秒 45.76 メートルの地点

13 点は、12 点から真北 135 度13分03秒1.17メートルの地点

14 点は、13 点から真北45度13分03秒0.67メートルの地点

15 点は、14 点から真北 135 度13分03秒2.62メートルの地点

ウ 面積

9,230.59平方メートル

- (2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

越智郡上島町岩城6017番から同5866番までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の A 点から H 点までを順次直線で結んだ線及び H 点と A 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町字暮坂乙1592の 2 番内の国土地理院「暮坂」四等三角点）は、北緯34度15分 47.2645 秒、東経 133 度 9 分 39.0750 秒の地点

A 点は、基点から真北45度38分42秒243.17メートルの地点

B 点は、A 点から真北45度13分11秒100.00メートルの地点

C 点は、B 点から真北 135 度13分03秒172.12メートルの地点

D 点は、C 点から真北 225 度13分03秒128.47メートルの地点

E 点は、D 点から真北 315 度13分03秒 36.00 メートルの地点

F 点は、E 点から真北 225 度13分03秒125.99メートルの地点

G 点は、F 点から真北 225 度13分03秒 12.01 メートルの地点

H 点は、G 点から真北 356 度06分52秒117.22メートルの地点

ウ 面積

31,757.55平方メートル

- 3 埋立地の用途
輸送用機械器具製造業用地 約 9,230平方メートル
- 4 埋立免許年月日
平成18年3月13日

○愛媛県告示第439号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

- 2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

宇和島市蛤674番3地先から同711番3地先までの公有水面

2 工区

宇和島市蛤711番4地先から同3035番地先までの公有水面

(2) 区域

1 工区

次の1点から52点までを順次直線で結んだ線並びに52点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+0.88メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点①（宇和島市蛤3015番地内の道路敷地に設置された金属鈹）は、北緯33度14分02秒、東経132度31分43秒の地点

1点は、基点①から真北111度35分36秒128.89メートルの地点

2点は、1点から真北122度52分33秒4.78メートルの地点

3点は、2点から真北129分34分01秒5.28メートルの地点

4点は、3点から真北132度08分51秒5.24メートルの地点

5点は、4点から真北135度37分39秒5.24メートルの地点

6点は、5点から真北138度41分04秒5.24メートルの地点

7点は、6点から真北142度40分45秒5.25メートルの地点

8点は、7点から真北146度40分03秒5.24メートルの地点

9点は、8点から真北149度57分55秒5.91メートルの地点

10点は、9点から真北154度06分22秒5.92メートルの地点

11点は、10点から真北158度12分03秒5.92メートルの地点

12点は、11点から真北162分19分24秒6.29メートルの地点

13点は、12点から真北165度58分53秒6.25メートルの地点

14点は、13点から真北168度42分42秒6.19メートルの地点

15点は、14点から真北170度41分02秒6.72メートルの地点

16点は、15点から真北173度02分58秒6.66メートルの地点

17点は、16点から真北173度43分08秒6.61メートルの地点

18点は、17点から真北173度45分51秒11.31メートルの地点

19点は、18点から真北82度02分55秒0.65メートルの地点

20点は、19点から真北173度44分55秒3.00メートルの地点

21点は、20点から真北259分16分55秒0.65メートルの地点

22点は、21点から真北173度43分37秒0.92メートルの地点

23点は、22点から真北173度45分26秒15.00メートルの地点

24点は、23点から真北173度46分42秒12.95メートルの地点

25点は、24点から真北171度00分25秒5.94メートルの地点

26点は、25点から真北169度33分03秒2.83メートルの地点

27点は、26点から真北78度28分01秒1.64メートルの地点

28点は、27点から真北167度31分17秒3.42メートルの地点

29点は、28点から真北255度55分26秒1.64メートルの地点

30点は、29点から真北163分51分50秒4.30メートルの地点

31点は、30点から真北158度14分58秒4.62メートルの地点

32点は、31点から真北154度00分33秒4.31メートルの地点

33点は、32点から真北147度19分55秒4.26メートルの地点

34点は、33点から真北140度01分54秒4.26メートルの地点

35点は、34点から真北133度52分06秒4.39メートルの地点

地点

36点は、35点から真北 125 度59分48秒4 43メートルの

地点

37点は、36点から真北 119 度03分26秒4 54メートルの

地点

38点は、37点から真北 113 度22分41秒1 53メートルの

地点

39点は、38点から真北 111 度32分21秒1 62メートルの

地点

40点は、39点から真北 109 度11分33秒5 00メートルの

地点

41点は、40点から真北 103 度06分11秒5 22メートルの

地点

42点は、41点から真北98分31分03秒5 42メートルの地

点

43点は、42点から真北96度46分45秒5 87メートルの地

点

44点は、43点から真北 3 度54分38秒1 64メートルの地

点

45点は、44点から真北93度53分45秒3 42メートルの地

点

46点は、45点から真北 183 度54分38秒1 64メートルの

地点

47点は、46点から真北94度30分53秒4 08メートルの地

点

48点は、47点から真北96度17分32秒6 22メートルの地

点

49点は、48点から真北 100 度54分28秒5 58メートルの

地点

50点は、49点から真北 106 度19分16秒5 67メートルの

地点

51点は、50点から真北97分07分31秒8 38メートルの地

点

52点は、51点から真北82度51分02秒3 30メートルの地

点

B工区

次の53点から 164 点までを順次直線で結んだ線並びに
164 点と53点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 (T . P . +
0 88メートル) における公有水面と陸地との境界線によ
り囲まれた区域

基点② (宇和島市蛤3032番 1 地先の道路敷地に設置さ
れた金属鉾) は、北緯33度14分10秒、東経 132 度31分37
秒の地点

53点は、基点②から真北16度35分04秒 63 59 メートル
の地点

54点は、53点から真北 120 度56分54秒0 83メートルの
地点

55点は、54点から真北 215 度14分47秒5 80メートルの
地点

56点は、55点から真北 219 度23分05秒3 26メートルの
地点

57点は、56点から真北 218 度48分39秒5 09メートルの
地点

58点は、57点から真北 214 度57分29秒4 90メートルの
地点

59点は、58点から真北 209 度47分39秒4 76メートルの
地点

60点は、59点から真北 202 度53分15秒2 71メートルの
地点

61点は、60点から真北 107 度01分45秒1 64メートルの
地点

62点は、61点から真北 199 度03分59秒3 42メートルの
地点

63点は、62点から真北 287 度01分07秒1 64メートルの
地点

64点は、63点から真北 195 度42分13秒1 97メートルの
地点

65点は、64点から真北 188 度22分02秒4 29メートルの
地点

66点は、65点から真北 179 度22分34秒3 17メートルの
地点

67点は、66点から真北 171 度15分11秒4 36メートルの
地点

68点は、67点から真北 165 度04分38秒4 25メートルの
地点

69点は、68点から真北 158 度55分20秒2 88メートルの
地点

70点は、69点から真北 156 分35分37秒1 20メートルの
地点

71点は、70点から真北 154 度25分27秒0 40メートルの
地点

72点は、71点から真北 152 度40分40秒5 15メートルの
地点

73点は、72点から真北 150 度08分42秒3 88メートルの
地点

74点は、73点から真北57度02分47秒1 64メートルの地
点

75点は、74点から真北 147 度14分09秒3 42メートルの
地点

76点は、75点から真北 237 度02分47秒1 64メートルの
地点

77点は、76点から真北 145 度53分55秒 13 16 メートル
の地点

78点は、77点から真北 145 度51分50秒9 64メートルの
地点

79点は、78点から真北 145 分08分35秒5 17メートルの
地点

80点は、79点から真北 144 度23分06秒5 12メートルの
地点

81点は、80点から真北 143 度19分07秒5 11メートルの
地点

82点は、81点から真北 141 度35分06秒3 59メートルの
地点

83点は、82点から真北48度27分18秒0 65メートルの地
点

84点は、83点から真北 140 度35分33秒3 00メートルの

地点

85点は、84点から真北 228 度27分18秒0 .65メートルの

地点

86点は、85点から真北 139 度30分57秒2 22メートルの

地点

87点は、86点から真北 138 度11分28秒3 .71メートルの

地点

88点は、87点から真北 136 分35分20秒3 .70メートルの

地点

89点は、88点から真北 134 度44分36秒3 .81メートルの

地点

90点は、89点から真北 131 度41分20秒3 .79メートルの

地点

91点は、90点から真北 131 度09分20秒3 .80メートルの

地点

92点は、91点から真北 129 度40分29秒4 .94メートルの

地点

93点は、92点から真北 127 度19分26秒4 .99メートルの

地点

94点は、93点から真北 126 度47分25秒2 .02メートルの

地点

95点は、94点から真北37度13分06秒0 .65メートルの地

点

96点は、95点から真北 126 度15分24秒3 .00メートルの

地点

97点は、96点から真北 217 分13分06秒0 .65メートルの

地点

98点は、97点から真北 125 度18分12秒5 .53メートルの

地点

99点は、98点から真北 124 度49分02秒 14 .36 メートル

の地点

100 点は、99点から真北 124 度48分29秒 13 .53 メー

トルの地点

101 点は、100 点から真北 125 度18分19秒5 .81メー

トルの地点

102 点は、101 点から真北 127 度05分15秒5 .94メー

トルの地点

103 点は、102 点から真北 131 度12分58秒5 .86メー

トルの地点

104 点は、103 点から真北 137 度22分34秒5 .99メー

トルの地点

105 点は、104 点から真北 144 度21分00秒5 .10メー

トルの地点

106 点は、105 点から真北 150 度47分35秒5 .10メー

トルの地点

107 点は、106 点から真北 157 度27分11秒5 .10メー

トルの地点

108 点は、107 点から真北 164 度42分01秒4 .85メー

トルの地点

109 点は、108 点から真北 169 分45分05秒4 .82メー

トルの地点

110 点は、109 点から真北 176 度44分00秒4 .84メー

トルの地点

111 点は、110 点から真北 184 度03分43秒6 38メー
トルの地点112 点は、111 点から真北 189 度53分37秒6 22メー
トルの地点113 点は、112 点から真北 193 度41分38秒5 55メー
トルの地点114 点は、113 点から真北 195 度54分52秒5 42メー
トルの地点115 点は、114 点から真北 195 度55分00秒 11 27メー
トルの地点116 点は、115 点から真北 195 度55分26秒 10 93メー
トルの地点117 点は、116 点から真北 193 度19分52秒5 48メー
トルの地点118 点は、117 点から真北 191 分07分13秒5 34メー
トルの地点119 点は、118 点から真北98度14分05秒1 .64メー
トルの地点120 点は、119 点から真北 188 度13分48秒3 42メー
トルの地点121 点は、120 点から真北 278 分14分05秒1 .64メー
トルの地点122 点は、121 点から真北 186 度00分00秒1 .74メー
トルの地点123 点は、122 点から真北 181 度52分46秒4 .99メー
トルの地点124 点は、123 点から真北 178 度20分58秒3 .84メー
トルの地点125 点は、124 点から真北 172 度48分35秒3 .83メー
トルの地点126 点は、125 点から真北 167 度22分47秒3 .83メー
トルの地点127 点は、126 点から真北 161 度04分09秒3 .93メー
トルの地点128 点は、127 点から真北 155 度38分42秒3 .90メー
トルの地点129 点は、128 点から真北 150 度00分03秒3 .91メー
トルの地点130 点は、129 点から真北 144 分32分26秒5 31メー
トルの地点131 点は、130 点から真北 138 度46分20秒5 51メー
トルの地点132 点は、131 点から真北 135 度16分59秒4 97メー
トルの地点133 点は、132 点から真北 133 度37分02秒5 .10メー
トルの地点134 点は、133 点から真北 133 度16分26秒4 82メー
トルの地点135 点は、134 点から真北 132 度54分23秒4 .78メー
トルの地点136 点は、135 点から真北 131 度28分42秒5 .06メー
トルの地点

137 点は、136 点から真北 129 度57分16秒5 .01メー

ルの地点
138 点は、137 点から真北 126 度53分31秒5.64メートル
ルの地点
139 点は、138 点から真北 124 分21分19秒3.11メートル
ルの地点
140 点は、139 点から真北 122 度57分35秒1.21メートル
ルの地点
141 点は、140 点から真北 122 度57分21秒1.34メートル
ルの地点
142 点は、141 点から真北 121 度45分55秒5.07メートル
ルの地点
143 点は、142 点から真北 118 度41分29秒5.06メートル
ルの地点
144 点は、143 点から真北 117 度45分07秒2.15メートル
ルの地点
145 点は、144 点から真北26度29分08秒1.64メートル
の地点
146 点は、145 点から真北 116 度03分45秒3.42メートル
ルの地点
147 点は、146 点から真北 206 度29分09秒1.64メートル
ルの地点
148 点は、147 点から真北 115 分30分19秒4.71メートル
ルの地点
149 点は、148 点から真北 114 度34分16秒4.68メートル
ルの地点
150 点は、149 点から真北 113 度28分20秒4.71メートル
ルの地点
151 点は、150 点から真北 113 度01分58秒14.64メートル
の地点
152 点は、151 点から真北23度32分50秒1.64メートル
の地点
153 点は、152 点から真北 112 度49分53秒3.42メートル
ルの地点
154 点は、153 点から真北 203 度32分50秒1.64メートル
ルの地点
155 点は、154 点から真北 112 度51分48秒4.81メートル
ルの地点
156 点は、155 点から真北 112 度53分32秒1.20メートル
ルの地点
157 点は、156 点から真北 113 度02分26秒18.46メートル
の地点
158 点は、157 点から真北 113 度07分28秒8.04メートル
ルの地点
159 点は、158 点から真北22度17分05秒0.65メートル
の地点
160 点は、159 点から真北 113 分16分25秒3.00メートル
ルの地点
161 点は、160 点から真北 201 度01分27秒0.65メートル
ルの地点
162 点は、161 点から真北 113 度07分29秒6.11メートル
ルの地点
163 点は、162 点から真北 113 度01分02秒5.02メートル
ルの地点

164 点は、163 点から真北 113 度04分01秒2.48メートル
ルの地点

(3) 面積

A 工区 1,490.20平方メートル
B 工区 2,117.17平方メートル
合計 3,607.37平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年3月30日 愛媛県指令港第69号

4 しゅん功認可年月日

平成18年3月24日

○愛媛県告示第 440 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

全体

宇和島市下波4921番地先から同5379番地先までの公有水面

第1工区

宇和島市下波4976番地先から同5376番地先までの公有水面

第2工区

宇和島市下波4921番地先から同4976番地先までの公有水面

第3工区

宇和島市下波5376番地先から同5379番地先までの公有水面

(2) 区域

全体

次の1点から46点までを順次直線で結んだ線、46点と47点を結ぶ平成6年8月2日付け愛媛県指令河第852号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（T.P.+0.90メートルにより決定）並びに47点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+0.90メートル）の陸と公有水面との境界線により囲まれた区域

基点（宇和島市下波5394番2地先の狩津第2防波堤に設置された金属錐）は、北緯33度10分06秒、東経132度26分33秒の地点

1 点は、基点から真北 162 度29分18秒 49.37 メートルの地点

2点は、1点から真北355度44分06秒9.04メートルの地点
 3点は、2点から真北82分46分29秒7.33メートルの地点
 4点は、3点から真北78度40分18秒1.24メートルの地点
 5点は、4点から真北75度04分10秒9.38メートルの地点
 6点は、5点から真北69度52分48秒9.59メートルの地点
 7点は、6点から真北67度10分24秒9.83メートルの地点
 8点は、7点から真北66度16分51秒2.22メートルの地点
 9点は、8点から真北65度48分06秒12.39メートルの地点
 10点は、9点から真北65度47分15秒5.35メートルの地点
 11点は、10点から真北65度33分28秒4.48メートルの地点
 12点は、11点から真北65分11分08秒5.46メートルの地点
 13点は、12点から真北64度33分31秒9.88メートルの地点
 14点は、13点から真北63度02分44秒10.19メートルの地点
 15点は、14点から真北61度29分57秒6.53メートルの地点
 16点は、15点から真北60度07分47秒2.90メートルの地点
 17点は、16点から真北59度29分36秒7.47メートルの地点
 18点は、17点から真北58度42分03秒2.39メートルの地点
 19点は、18点から真北57度55分00秒9.91メートルの地点
 20点は、19点から真北57度18分01秒9.96メートルの地点
 21点は、20点から真北57分18分51秒1.54メートルの地点
 22点は、21点から真北57度07分39秒1.20メートルの地点
 23点は、22点から真北57度09分53秒7.25メートルの地点
 24点は、23点から真北57度03分32秒32.08メートルの地点
 25点は、24点から真北327度06分40秒1.51メートルの地点
 26点は、25点から真北57度06分44秒5.10メートルの地点
 27点は、26点から真北147度01分36秒1.51メートルの地点
 28点は、27点から真北56度56分53秒2.81メートルの地

点
 29点は、28点から真北56度56分00秒10.24メートルの地点
 30点は、29点から真北56分30分03秒1.20メートルの地点
 31点は、30点から真北56度09分38秒8.43メートルの地点
 32点は、31点から真北54度50分23秒9.83メートルの地点
 33点は、32点から真北53度29分18秒1.90メートルの地点
 34点は、33点から真北52度55分52秒1.45メートルの地点
 35点は、34点から真北52度16分30秒6.89メートルの地点
 36点は、35点から真北49度57分32秒9.25メートルの地点
 37点は、36点から真北47度04分54秒9.71メートルの地点
 38点は、37点から真北45度20分14秒1.82メートルの地点
 39点は、38点から真北45度03分51秒1.20メートルの地点
 40点は、39点から真北43度48分42秒6.70メートルの地点
 41点は、40点から真北41度42分24秒7.86メートルの地点
 42点は、41点から真北310分59分13秒1.51メートルの地点
 43点は、42点から真北39度46分14秒5.10メートルの地点
 44点は、43点から真北130度31分49秒1.51メートルの地点
 45点は、44点から真北38度00分47秒6.44メートルの地点
 46点は、45点から真北35度27分45秒10.23メートルの地点
 47点は、46点から真北124度04分38秒8.17メートルの地点
 第1工区
 次の48点から50点までを順次直線で結んだ線並びに50点と48点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+0.90メートル)の陸と公有水面との境界線により囲まれた区域
 基点(宇和島市下波5394番2地先の狩津第2防波堤に設置された金属錐)は、北緯33度10分06秒、東経132度26分33秒の地点
 48点は、基点から真北110度40分15秒76.45メートルの地点
 10点は、48点から真北335度38分33秒8.54メートルの地点
 11点は、10点から真北65度33分28秒4.48メートルの地

12点は、11点から真北65度11分08秒5 46メートルの地点
 13点は、12点から真北64度33分31秒9 88メートルの地点
 14点は、13点から真北63度02分44秒 10.19メートルの地点
 15点は、14点から真北61度29分57秒6 53メートルの地点
 16点は、15点から真北60度07分47秒2 90メートルの地点
 17点は、16点から真北59度29分36秒7 47メートルの地点
 18点は、17点から真北58度42分03秒2 39メートルの地点
 19点は、18点から真北57度55分00秒9 91メートルの地点
 20点は、19点から真北57度18分01秒9 96メートルの地点
 21点は、20点から真北57度18分51秒1 54メートルの地点
 22点は、21点から真北57度07分39秒1 20メートルの地点
 23点は、22点から真北57度09分53秒7 25メートルの地点
 49点は、23点から真北57度00分57秒 19.98メートルの地点
 50点は、49点から真北 146 度53分56秒7 .08メートルの地点
 第2工区
 次の各地点のうち50点から46点までを順次に結んだ線、46点と47点を結ぶ平成6年8月2日付け愛媛県指令河第852号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（T・P+0.90メートルにより決定）並びに47点と50点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.90メートル）の陸と公有水面との境界線により囲まれた区域
 基点（宇和島市下波5394番2地先の狩津第2防波堤に設置された金属鈔）は、北緯33度10分06秒、東経132度26分33秒の地点
 50点は、基点から真北81分11分59秒159 46メートルの地点
 49点は、50点から真北 326 度53分56秒7 .08メートルの地点
 24点は、49点から真北57度07分47秒 12.10メートルの地点
 25点は、24点から真北 327 度06分40秒1 51メートルの地点
 26点は、25点から真北57度06分44秒5 .10メートルの地点
 27点は、26点から真北 147 度01分36秒1 51メートルの地点
 28点は、27点から真北56度56分53秒2 81メートルの地点
 29点は、28点から真北56度56分00秒 10 24メートルの

地点
 30点は、29点から真北56度30分03秒1 20メートルの地点
 31点は、30点から真北56分09分38秒8 43メートルの地点
 32点は、31点から真北54度50分23秒9 83メートルの地点
 33点は、32点から真北53度29分18秒1 90メートルの地点
 34点は、33点から真北52度55分52秒1 45メートルの地点
 35点は、34点から真北52度16分30秒6 89メートルの地点
 36点は、35点から真北49度57分32秒9 25メートルの地点
 37点は、36点から真北47度04分54秒9 .71メートルの地点
 38点は、37点から真北45度20分14秒1 82メートルの地点
 39点は、38点から真北45度03分51秒1 20メートルの地点
 40点は、39点から真北43分48分42秒6 .70メートルの地点
 41点は、40点から真北41度42分24秒7 86メートルの地点
 42点は、41点から真北 310 度59分13秒1 51メートルの地点
 43点は、42点から真北39度46分14秒5 .10メートルの地点
 44点は、43点から真北 130 度31分49秒1 51メートルの地点
 45点は、44点から真北38度00分47秒6 44メートルの地点
 46点は、45点から真北35度27分45秒 10 23メートルの地点
 47点は、46点から真北 124 度04分38秒8 .17メートルの地点
 第3工区
 次の1点から48点までを順次直線で結んだ線並びに48点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.90メートル）の陸と公有水面との境界線により囲まれた区域
 基点（宇和島市下波5394番2地先の狩津第2防波堤に設置された金属鈔）は、北緯33度10分06秒、東経132度26分33秒の地点
 1点は、基点から真北 162 度29分18秒 49 37メートルの地点
 2点は、1点から真北 355 分44分06秒9 .04メートルの地点
 3点は、2点から真北82度46分29秒7 33メートルの地点
 4点は、3点から真北78度40分18秒1 24メートルの地点

5 点は、4 点から真北75度04分10秒9 38メートルの地点

6 点は、5 点から真北69分52分48秒9 59メートルの地点

7 点は、6 点から真北67度10分24秒9 83メートルの地点

8 点は、7 点から真北66度16分51秒2 22メートルの地点

9 点は、8 点から真北65度48分06秒 12.39メートルの地点

10点は、9 点から真北65分47分15秒5 35メートルの地点

48点は、10点から真北 155 度38分33秒8 54メートルの地点

(3) 面積

合計 2,110.37平方メートル

第1工区 713.23平方メートル

第2工区 864.37平方メートル

第3工区 532.77平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年7月25日 愛媛県指令港第418号

4 しゅん功認可年月日

平成18年3月24日

○愛媛県告示第441号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、愛南町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

代表者 愛南町長 谷口 長治

南宇和郡愛南町城辺甲4179番地2

2 埋立区域

(1) 位置

南宇和郡愛南町古月87番3地先から同342番2地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から112点までを順次直線で結んだ線、並びに112点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+2.10メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町古月78番2地先護岸に設置された標柱）は、北緯32度56分49秒、東経132度34分20秒の地点

1 点は、基点から真北132度02分19秒344.68メートルの地点

2 点は、1 点から真北 276 度42分31秒2 85メートルの地点

3 点は、2 点から真北 284 度02分10秒8 .15メートルの地点

4 点は、3 点から真北 288 度01分25秒8 .15メートルの地点

5 点は、4 点から真北 296 度32分52秒 10.45メートルの地点

6 点は、5 点から真北 303 度56分37秒 10.15メートルの地点

7 点は、6 点から真北 307 度52分34秒 18.45メートルの地点

8 点は、7 点から真北 305 度17分35秒 14.95メートルの地点

9 点は、8 点から真北 303 度12分09秒7 95メートルの地点

10点は、9 点から真北 312 度22分04秒5 65メートルの地点

11点は、10点から真北 316 度13分08秒5 65メートルの地点

12点は、11点から真北 324 度22分29秒6 .15メートルの地点

13点は、12点から真北 332 度22分26秒6 35メートルの地点

14点は、13点から真北 340 度09分03秒5 .15メートルの地点

15点は、14点から真北 346 度26分40秒5 55メートルの地点

16点は、15点から真北 353 度15分31秒6 .15メートルの地点

17点は、16点から真北 2 度55分46秒5 85メートルの地点

18点は、17点から真北 6 度48分08秒5 26メートルの地点

19点は、18点から真北18度42分53秒6 .00メートルの地点

20点は、19点から真北23度55分18秒6 41メートルの地点

21点は、20点から真北31度43分31秒4 94メートルの地点

22点は、21点から真北35度51分12秒6 .14メートルの地点

23点は、22点から真北36度22分35秒 15.04メートルの地点

24点は、23点から真北 304 度13分47秒2 56メートルの地点

25点は、24点から真北33度57分31秒 20.00メートルの地点

26点は、25点から真北32度34分00秒 13.26メートルの地点

27点は、26点から真北28度56分00秒5 55メートルの地点

28点は、27点から真北18度10分17秒4 95メートルの地

点

29点は、28点から真北 3 度02分52秒4 55メートルの地点
 30点は、29点から真北 353 度05分49秒4 45メートルの地点
 31点は、30点から真北 340 度32分44秒4 85メートルの地点
 32点は、31点から真北 328 度09分27秒4 55メートルの地点
 33点は、32点から真北 316 度32分05秒4 .75メートルの地点
 34点は、33点から真北 305 度00分23秒4 55メートルの地点
 35点は、34点から真北 294 度49分39秒4 35メートルの地点
 36点は、35点から真北25度06分42秒2 59メートルの地点
 37点は、36点から真北 279 度32分10秒5 36メートルの地点
 38点は、37点から真北 269 度30分45秒5 .76メートルの地点
 39点は、38点から真北 255 度42分50秒5 56メートルの地点
 40点は、39点から真北 249 度06分09秒 14 50メートルの地点
 41点は、40点から真北 249 度02分45秒 10 36メートルの地点
 42点は、41点から真北 254 度51分17秒7 28メートルの地点
 43点は、42点から真北 266 度55分45秒7 28メートルの地点
 44点は、43点から真北 278 度06分18秒7 .10メートルの地点
 45点は、44点から真北 289 度26分18秒7 26メートルの地点
 46点は、45点から真北 302 度23分09秒7 36メートルの地点
 47点は、46点から真北 313 度54分30秒7 20メートルの地点
 48点は、47点から真北 324 度58分13秒7 20メートルの地点
 49点は、48点から真北 337 度22分08秒7 36メートルの地点
 50点は、49点から真北 345 度18分51秒 11 38メートルの地点
 51点は、50点から真北 342 度18分32秒4 36メートルの地点
 52点は、51点から真北 334 度55分19秒4 36メートルの地点
 53点は、52点から真北 327 度20分17秒4 56メートルの地点
 54点は、53点から真北 321 度19分51秒3 86メートルの地点

55点は、54点から真北 315 度23分43秒3 69メートルの地点
 56点は、55点から真北 308 度50分09秒3 .76メートルの地点
 57点は、56点から真北 303 度22分58秒3 36メートルの地点
 58点は、57点から真北 296 度02分49秒3 66メートルの地点
 59点は、58点から真北 289 度12分58秒5 66メートルの地点
 60点は、59点から真北 280 度16分56秒5 86メートルの地点
 61点は、60点から真北 269 度45分57秒6 36メートルの地点
 62点は、61点から真北 261 度18分41秒4 .76メートルの地点
 63点は、62点から真北 253 度32分53秒4 46メートルの地点
 64点は、63点から真北 245 度27分55秒4 86メートルの地点
 65点は、64点から真北 241 度51分32秒 10 96メートルの地点
 66点は、65点から真北 241 度47分20秒9 .06メートルの地点
 67点は、66点から真北 238 度16分36秒4 .76メートルの地点
 68点は、67点から真北 231 度28分25秒4 56メートルの地点
 69点は、68点から真北 224 度29分37秒4 96メートルの地点
 70点は、69点から真北 218 度11分42秒4 .16メートルの地点
 71点は、70点から真北 212 度03分55秒4 46メートルの地点
 72点は、71点から真北 206 度00分12秒4 .06メートルの地点
 73点は、72点から真北 199 度38分30秒5 .06メートルの地点
 74点は、73点から真北 192 度45分04秒3 86メートルの地点
 75点は、74点から真北 188 度53分45秒5 .15メートルの地点
 76点は、75点から真北92度34分10秒2 59メートルの地点
 77点は、76点から真北 178 度54分23秒3 93メートルの地点
 78点は、77点から真北 173 度52分49秒3 93メートルの地点
 79点は、78点から真北 169 度35分16秒3 53メートルの地点
 80点は、79点から真北 164 度19分51秒9 43メートルの地点
 81点は、80点から真北 254 度56分53秒2 57メートルの地点

地点
 82点は、81点から真北 163 度42分05秒 12.30メートルの地点
 83点は、82点から真北 173 度36分51秒6.50メートルの地点
 84点は、83点から真北 185 度46分25秒4.98メートルの地点
 85点は、84点から真北 197 度34分38秒4.50メートルの地点
 86点は、85点から真北 208 度32分24秒5.58メートルの地点
 87点は、86点から真北 220 度22分24秒5.40メートルの地点
 88点は、87点から真北 232 度41分56秒5.50メートルの地点
 89点は、88点から真北 244 度32分06秒4.24メートルの地点
 90点は、89点から真北 255 度57分05秒5.64メートルの地点
 91点は、90点から真北 267 度22分51秒5.34メートルの地点
 92点は、91点から真北 279 度54分29秒5.94メートルの地点
 93点は、92点から真北 291 度12分33秒4.94メートルの地点
 94点は、93点から真北 307 度07分05秒6.79メートルの地点
 95点は、94点から真北 314 度06分18秒 16.07メートルの地点
 96点は、95点から真北 314 度06分15秒 14.97メートルの地点
 97点は、96点から真北 314 度06分10秒 15.76メートルの地点
 98点は、97点から真北 310 度04分39秒4.26メートルの地点

99点は、98点から真北 303 度21分56秒4.26メートルの地点
 100 点は、99点から真北 296 度05分49秒4.16メートルの地点
 101 点は、100 点から真北 289 度24分47秒4.26メートルの地点
 102 点は、101 点から真北 283 度02分42秒3.66メートルの地点
 103 点は、102 点から真北 276 度37分29秒4.36メートルの地点
 104 点は、103 点から真北 269 度26分12秒3.56メートルの地点
 105 点は、104 点から真北 265 度19分40秒2.86メートルの地点
 106 点は、105 点から真北 258 度49分55秒3.96メートルの地点
 107 点は、106 点から真北 251 度41分08秒5.26メートルの地点
 108 点は、107 点から真北 244 度11分55秒4.06メートルの地点
 109 点は、108 点から真北 238 度25分05秒4.26メートルの地点
 110 点は、109 点から真北 240 度02分54秒5.36メートルの地点
 111 点は、110 点から真北 246 度41分20秒3.41メートルの地点
 112 点は、111 点から真北 318 度13分57秒 12.48メートルの地点

(3) 面積

9,500.17平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成3年1月22日 愛媛県指令2河第1076号

4 しゅん功認可年月日

平成18年3月24日

○愛媛県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	和気衣山線	松山市西長戸町305番5から同町309番2まで	旧	メートル 11.0～13.7	キロメートル 0.088	
			新	12.0～17.0	0.088	

○愛媛県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	和気衣山線	松山市西長戸町305番5から 同町309番2まで	平成18年3月24日

○愛媛県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中島環状線	松山市神浦3520番4から 同市神浦3521番5まで	旧	メートル 11.0～28.0	キロメートル 0.079	
			新	15.5～61.5	0.079	
"	"	松山市神浦3521番6から 同市神浦2694番5まで	旧	12.0～17.5	0.032	
			新	14.0～30.5	0.032	

○愛媛県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中島環状線	松山市神浦3520番4から 同市神浦3521番5まで	平成18年3月24日
"	"	松山市神浦3521番6から 同市神浦2694番5まで	"

○愛媛県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	伊予市三秋字上ノ山乙15番13から 同市三秋字離山丙6番501まで	平成18年3月24日

○愛媛県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	砥部伊予松山線	伊予市上三谷字春戸口甲3946番2地先から 同字甲3873番1地先まで	平成18年3月24日

○愛媛県告示第448号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 組合の名称
大洲市東若宮土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
大洲市大洲690番地の1（大洲市役所内）
- 3 解散認可の年月日
平成18年3月24日

○愛媛県告示第449号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17西建管第2001号 平成18年3月13日	西条市下島山字馬上免甲1421番1	西条市船屋甲489番地 矢野春吉
17西建管第2050号 平成18年3月13日	西条市周布667番1、667番7、667番8及び669番1	名古屋市中区栄一丁目24番15号 ユーエフジェイセントラルリース株式会社 代表取締役 田中一好
17松局建（開）第85号 平成18年3月16日	伊予市宮下字高殿402番1	伊予市宮下405番地2 池内久夫

○愛媛県告示第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 施行者の名称
松山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松山広域都市計画公園事業
6・6・1 松山中央公園
- 3 事業施行期間
平成8年2月2日から
平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
松山市市坪西町 地内
 - (2) 使用の部分
松山市市坪西町 地内

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
伊予郡松前町大字南黒田字下屋敷625番2、633番及び634番
- 2 申請人の住所氏名
松山市藤原2丁目2番20号
有限会社 ふくや商会 代表取締役 益野正二
- 3 図面省略

○愛媛県告示第452号

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲（昭和39年3月愛媛県告示第283号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

1の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、第16号を削り、第17号を第14号とし、第18号から第20号までを3号ずつ繰り上げ、第21号から第31号までを削り、第32号を第18号とし、第33号を第19号とし、第34号を第20号とし、第35号から第38号までを削り、第39号を第21号とし、第40号から第46号までを削り、第47号を第22号とし、第48号から第50号

○愛媛県告示第451号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年3月24日

までを25号ずつ繰り上げる。

2の項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 後期課程進級料

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
電子計算機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
汎用コンピュータ等一式
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成18年10月1日から平成23年9月30日まで
- (5) 借入場所
愛媛県庁
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当りの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る修理、点検及び保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県企画情報部管理局統計課管理係
（平成18年4月1日以降
愛媛県企画情報部管理局情報政策課管理係）
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)941 2111 内線 2272

- (2) 入札書の受領期限
平成18年5月8日（月）午後2時
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
平成18年5月8日（月）午後2時
愛媛県企画情報部管理局情報政策課システム設計室
- #### 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- #### 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased:
Main-frame Computer etc ., 1 set
 - (2) Time limit of tender: 2:00 p.m .8 May 2006
 - (3) For further information , please contact:
Management Section , Statistics Division ,
Administrative Subdepartment , Planning and
Information Department , Ehime Prefectural
Government (Management Section , Information
Policy Division , Administrative Subdepartment ,
Planning and Information Department , Ehime
Prefectural Government after 1 April 2006) , 4 4 2
Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 941 2111 Ext 2272

○公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年3月14日	NPO法人 リバティ-松山	村上光夫	愛媛県松山市北条辻573番地1	この法人は、地域社会に残るすべての差別の撤廃という理想を掲げ、人権尊重の理念を広く一般社会に普及させるため、人権教育・啓発事業並びに福祉事業を行うとともに、幅広い交流活動事業を行い、もって、よりよい市民社会の創造に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成18年3月24日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
有料老人ホーム	アミーユよんでん道後	松山市紅葉町2番27号

県議会告示

○愛媛県議会告示第1号

議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成18年3月24日

愛媛県議会議長 篠原 実
議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に關し必要な事項については、知事等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年愛媛県規則第26号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成18年3月24日

愛媛県公営企業管理者 和氣政次
愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程
愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程

第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年3月厚生労働省告示第92号）」に改め、「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年3月厚生省告示第72号）別表第1老人医科診療報酬点数表及び別表第2老人歯科診療報酬点数表」を削り、「平成6年8月厚生省告示第237号」を「平成18年3月厚生労働省告示第99号」に改め、「又は老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年8月厚生省告示第253号）」を削る。

別表第1診断書料の項金額の欄中「2,940円」を「3,040円」に、「4,620円」を「4,720円」に改め、同表文書料の項同欄中「3,570円」を「3,990円」に改め、同表人間ドックの項同欄中「40,950円」を「39,900円」に、「49,350円」を「48,300円」に改め、同項中

2日間（入院）	1回	53,550円	特別室等を利用した場合は、室料差額は、別途負担とする。	を削り、
---------	----	---------	-----------------------------	------

同表脳ドックの項同欄中「40,820円」を「38,080円」に、「31,260円」を「28,470円」に改め、同表骨塩量検査料の項同欄中「8,500円」を「8,550円」に改め、同表乳がん検診料の項同欄中「10,800円」を「10,830円」に、「6,070円」を「6,050円」に改め、同表分娩介助料の項同欄中「101,000円」を「105,000円」に、「113,000円」を「121,000円」に、「121,000円」を「127,000円」に改め、同表人工妊娠中絶料の項同欄中「61,950円」を「65,100円」に、「85,050円」を「90,300円」に、「99,750円」を「107,100円」に改め、同表妊産婦定期診察料の項同欄中「4,700円」を「4,900円」に、「4,930円」を「5,140円」に改め、同表新生児介補料の項同欄中「3,810円」を「5,910円」に、「4,000円」を「6,200円」に改め、同表衣服等貸与料の項同欄中「750円」を「280円」に、「180円」を「110円」に、「780円」を「290円」に改め、同表予防接種料の項の次に次のように加える。

乳房マッサージ料	1回	2,100円	
----------	----	--------	--

別表第1人工授精料の項金額の欄中「6,400円」を「6,3

30円」に改め、同表体外受精料の項同欄中「40,210円」を「39,740円」に、「28,450円」を「33,140円」に、「25,510円」を「25,170円」に、「7,770円」を「7,620円」に改め、同表習慣流産免疫療法料の項同欄中「23,520円」を「23,100円」に改め、同表特別初診料の項中

消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1回	その病院における初診料紹介患者加算に相当する額
上記以外のもの	1回	その病院における初診料紹介患者加算に相当する額に100分の105を乗じて得た額（10円未満切捨て）

を

消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	愛媛県立中央病院	1回	1,500円
	愛媛県立今治病院	1回	750円
上記以外のもの	愛媛県立中央病院（医科）	1回	1,570円
	愛媛県立中央病院（歯科）	1回	420円
	愛媛県立今治病院	1回	780円
	愛媛県立新居浜病院	1回	420円

に

改める。

附 則

- この管理規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県立病院料金規程別表第1人間ドックの項の規定は、この管理規程の施行の日以後に通院を始めて受ける人間ドックに係る料金について適用し、同日前に通院を始め、又は入院して受ける人間ドックに係る料金については、なお従前の例による。

雑 報

○愛媛海区漁業調整委員会指示第64号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海におけるまき網及び浮敷網漁業の操業制限について、次のとおり指示する。

平成18年3月24日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 指示の内容

宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるまき網漁業及び浮敷網漁業は、区画漁業権漁場区域内に設置されている養殖筏及び生簀並びに第2種共同漁業権漁場区域内に設置されている小型定置網（垣網部及び身網部）から100メートル以内の海面では操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第65号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成18年3月24日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

- 真珠母貝養殖いかだの吊りかごの間隔は、80センチメートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。
- 真珠養殖いかだの吊りかごの間隔は、1メートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第66号

愛媛県宇和海におけるかご漁業（つつ、つば漁業を含み、無動力漁船を除く。以下同じ。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成18年3月24日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

（操業の制限）

- 当該海域において、かご漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会に届出したものは、この限りではない。

（承認対象漁船）

- 承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

（操業区域）

- 操業を承認する区域は、共同漁業権漁場区域内とする。

（承認の備え付け等の義務）

- 承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(指示の有効期間)

- 5 この指示の有効期間は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第67号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海(愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。)におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

平成18年3月24日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。
(2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第68号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成18年3月24日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 指示の内容

伊共第103号第2種共同漁業権漁場(通称「ほぼろ瀬」漁場、大洲市と八幡浜市の最大高潮時海岸線における境界から山口県八島洲崎見通し2000メートルの点を中心に半径540メートル以内の区域)においては、1月15日から2月28日までの間、マコガレイを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

◇愛媛県報の購読申込み受付について◇

平成18年度に愛媛県報の購読を希望される方は、別記様式により、

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県総務部管理局私学文書課

あてにお申込みください。

なお、別記様式は、愛媛県庁ホームページの「申請書等電子配布サービス」からもダウンロード出来ます。

購読料は、1部につき1箇月1,750円(送料含む。)です。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

別記様式

愛 媛 県 報 購 読 申 込 書

年 月 日

愛媛県知事 加 戸 守 行 殿

住 所

電話番号

氏 名

印

愛媛県報を購読したく、次のとおり申し込みます。

購 読 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 分 月
部 数	部	
購 読 料	¥	

--	--